

令和6年度 第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会 議事録

日時 2024年（令和6年）7月5日（金）

場所 藤沢市役所 3－3会議室

次第

1 議 題

- （1）教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について

2 その他

- （1）今後のスケジュール

- ア 8月1日（木）に令和6年度第2回 藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開催
- イ 8月教育委員会定例会に「藤沢市教育委員会の点検・評価」について議案として提出
- ウ 9月藤沢市議会定例会決算資料として「藤沢市教育委員会の点検・評価報告書」を提出

開 会

○委員長　それでは、ただいまから「令和6年度第1回藤沢市教育振興基本計画 評価委員会」を開会いたします。

お手元の「次第」に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、資料の確認と、評価委員会の概要について事務局からご説明いたします。資料の確認でございますが、まず、本日の次第が表紙になっております、ホチキス止めの資料、5ページまでございます。

次に資料右上に振られております資料1の資料をご覧ください。今年度の点検・評価重点事業の一覧及び実績報告書でございます。右上に資料2とあります資料は、教育振興基本計画全体の実績報告書をまとめたものでございます。

配布した資料は以上でございます。委員の皆様、過不足はございませんでしょうか。

(資料過不足等：なし)

続きまして、この評価委員会の概要についてご説明いたします。

次第に綴られた資料の下に振っておりますページ数、1ページ目をご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条において、「教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならない」とされております。

また、点検・評価に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」とされていることから、本日ご出席の、大学教授お二方、そして地域住民、保護者の代表の方、計4名を、令和6年度藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員として、6月1日付で委嘱させていただきました。

本市の点検・評価では、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため策定された「藤沢市教育振興基本計画」に位置付けられた事業について、事業主管課が自己評価方式による点検・評価を実施しております。

また、教育委員会と評価委員会委員におきまして、計画に位置付けられた事業のうち、教育部所管の事業の中から、今年度特に点検評価が必要であると判断されたものを「重点事業」として選定し、外部の審議会である評価委員会を通じまして点検・評価を実施しております。

今年度の重点事業につきましては、本日の委員会に先立ちまして、委員の皆様との事前協議を経て、資料1にございます3つの事業を選定させていただきました。

各事業主管課においては、委員の皆様からの講評をふまえ、今後の事業の方向性などを定めてまいります。

なお、説明の最後となりますが、次第に綴られた資料の2ページをご覧ください。こちらは、評価委員会の設置要綱でございます。

要綱の第5条3項で「会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」とあります。本日は全委員にご出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

以上、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 説明が終わりました。ただいまの説明に関して、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(質問等：なし)

議 題

(1)「教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について」

○委員長 それでは早速、議題の(1)「教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料1「令和6年度(令和5年度実績)藤沢市教育振興基本計画 点検評価重点事業報告書」の1ページ目をご覧ください。今年度の点検評価重点事業につきましては、委員との事前協議を経て、次の3事業を選定いたしました。

- 1つ目が、不登校児童生徒対策支援事業
 - 2つ目が、教育文化センター学校人材育成事業
 - 3つ目が、教育応援基金事業
- です。

これら選定事業につきまして、このあと担当課から概ね5分程度で事業概要を説明させていただき、その後、事業内容等について委員から質問をいただくかたちで進めてまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○委員長 それでは事業説明及び質疑に入ります。順番につきましては、一覧に記載のとおり、事業コード順に進めてまいります。

はじめに、基本方針1「ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」の施策の柱4「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進」から、実施事業3「不登校児童生徒対策支援事業」について説明をお願いいたします。

○教育指導課

それでは、事業コード143「学習支援事業について」ご説明いたします。

不登校児童生徒対策支援事業について説明いたします。本事業は、不登校が生じないような学校作りに取り組むとともに、不登校児童生徒の学校生活や社会生活への適応を図るための支援を行うことを目的としております。具体的な事業内容といたしましては、次の5点となります。

- 1点目、不登校が生じないような魅力ある学校づくりの取り組みの推進
- 2点目、不登校や長期欠席の早期把握・支援の取組の充実
- 3点目、学校、フリースクール等との連携の推進
- 4点目、保護者や本人に対するスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施
- 5点目、相談支援教室の充実

でございます。

計画における方向性でございますが不登校の要因は様々で、1人ひとりの状況が異なることから、個々の不登校児童生徒の情報状況を的確に把握し、必要な不登校支援を推進し、学校内外の機関等での相談指導等を受けていないという当該児童生徒の割合の改善を図ることです。

令和5年度の実績といたしましては、長期欠席児童生徒報告書により不登校児童生徒の状況把握を行い、校内での支援体制や関わっている機関の把握に努めました。

また、フリースクール等情報交換会を7月と12月の年2回開催し1回目の7月には教育委員会事務局と関係機関で実施し、2回目は関係機関に加え、学校関係者も参加し実施してきたことから、令和5年度の自己評価はBとしております。

課題といたしましては、学校へのフリースクールをはじめ、様々な学びの場の特徴や活動内容などについての情報提供、不登校児童生徒支援の組織対応と考えております。これらの課題を踏まえた今後の取組については、情報提供による学校理解を進めることや、相談支援教室の利用についても、小学生の利用が増えていることから、さらに小学生プログラムを充実させることが必要であると思っております。

以上でございます。

○委員長　ただいま担当課から説明がありました。これから質疑に入ります。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

○委員　3つ質問をさせていただきたいと思っております。まず1つ目ですが、コロナ禍以降、不登校や長期欠席、また休みがちで…、といったお話をよく聞くようになったと感じています。事業説明の中にあった早期把握と支援の充実について、何か具体的な例がありましたらお聞かせください。

○教育指導課　不登校や長期欠席など、児童生徒の状況の早期把握や支援につきましては、長期欠席児童生徒報告書を活用しております。各学校に毎月、本報告書を提出してもらうことで、欠席者の状況をできるだけタイムリーに把握できるようにしております。

また、その報告書に書かれた内容につきましては、各学校の担当指導主事が、不登校児童生徒の具体的な様子などを学校側に聞き取り、その状況に応じた支援策やスクールカウンセラーなどの相談先についても助言しながら、より適切な支援に繋げられるように努めております。

○委員　ありがとうございました。2つ目になりますけれどもこちらは早期把握支援の取り組みの中に入るのかもしれませんが、「ちょっと学校に行きづらい」といった境目の状況にある子どもたちに対する支援策がありましたらお聞かせください。

○教育指導課　令和5年度から中学校におきまして、不登校生徒学習支援事業を実施し、不登校の生徒だけでなく、学校に行きづらいというような不登校傾向の生徒に対し、授業時間中に学校内の別室で指導を行えるように体制を整えております。学校からの報告では、生徒が学習だけでなく、学習指導員とコミュニケーションをとっている様子や自分のペースで登校できている様子が見受けられます。その他、教室には入れないものの、別室での個別学習に統合する様子など、学校が生徒1人ひとりの状況や、様々なニーズに寄り添って別室を有効に活用しております。

○委員　ありがとうございました。最後に取組実績に記載がありましたフリースクールと情報

交換会の実績、効果について、紹介件数と可能であれば具体例についてお聞かせください。

○教育指導課 教育委員会からは、学校や保護者に対して特定のフリースクールなどを紹介するようなことはございませんが、交換会に参加されたフリースクールなどにつきましては、教育委員会のホームページに掲載し、情報提供しております。

またフリースクールと情報交換会につきましては、年々参加していただく団体が増えており、多くの民間団体と直接情報交換ができる貴重な機会となっております。昨年度参加した教員の方からは、「今まで通りルールを知る機会はホームページで調べるのみで直接お話を聞ける場所はなかった。今回参加して関係機関の内容や情報を知ることができ本当に有意義な時間でした」などの感想もありました。この情報交換会を通して、学校と関係機関が顔の見える関係性をつくり、互いの理解が深まっているととらえております。

○委員 ありがとうございます。

○委員 質問事項は3つあります。1つ目は、取組計画に長期欠席児童生徒の把握とありますが、長期欠席児童生徒の人数はどのように変化しているのでしょうか。また、中学生と小学生の不登校の傾向の違いについて教えてください。

○教育指導課 ここ数年の変化を見てみますと、本市の不登校児童生徒数につきましては、令和2年度から令和4年度にかけて、小学校は252人から371人に増加し、中学校は504人から617人に増加しています。

令和5年度における、年間を通しての不登校児童生徒の状況を見てみますと、年度初めの4月が一番少なく、小学生は5月に一番増加しております。

中学生は5月、6月と増加し、小中学生ともに、7月は増加率が鈍化しますが、夏休み明けの9月に改めて大きく増加します。また、年度末の3月には減少に転じています。

○委員 ありがとうございます。次に、不登校支援を行う「相談支援教室」の小学生プログラムと中学生プログラムの大まかな内容と、小学生と中学生のプログラムの違いを教えてください。

○教育指導課 中学生プログラムも小学生プログラムも、午前は「楽しくしっかり学ぶ時間」「各自の課題の時間」となり、午後は「集団活動の時間」を設定しております。

午後の活動としましては、例えば「花の種を植えよう」や、自分の体を通して心にアプローチしていく「体の声を聞いてみよう」など、適宜、体験的な活動を取り入れるようにしております。

小学生、中学生のプログラムの違いにつきましては、小学生プログラムの方が、中学生よりも余白の時間を設定するなど、ゆったりとした活動時間となっております。また、活動時間の名称も、小学生の方は「わくわくタイム」「チャレンジタイム」など、児童が親しみやすく興味を持ちやすい名称にしております。

○委員 ありがとうございます。最後に、令和5年度の課題の欄に「支援に対する組織での対応」とありますが、これを組織的対応ととらえた時、具体的にどのような組織図を考えているのか教えてください。

○教育指導課 不登校の子どもたちの様々な「困りごと」に対応していくためには、教員個人

の力で対応するだけでなく、組織としてチームで対応していくことが必要と考えております。管理職のもと、担任だけでなく、校内で情報共有し、校内支援担当教員、児童生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員が互いに協力し、学校全体で関わるのが大切です。また、状況に応じて関係機関と連携を図り、児童生徒に対して適切な支援につなげていくことが重要だと考えております。

○委員 ありがとうございました。

○委員 まず1つ目ですけれども長期欠席児童生徒報告書の様式について教えてください。特に記載事項、どのようなことが記載されているのか。また、記載責任者がどのような立場の方なのかについても教えてください。

○教育指導課

長期欠席児童生徒報告書の記載事項といたしましては、その月の欠席日数、主な欠席事由、その児童生徒が関わる相談先、学校が行っている相談支援や学習支援の状況となります。なお、主な欠席事由が「不登校」の場合は不登校の要因、「病気が」の場合はその状況についても併せて報告していただいております。

また、記入につきましては、担任や支援担当者などが行い、記入責任者は、管理職となります。

○委員 ありがとうございます。次の質問ですが、ICT を活用した支援の内容について教えてください。

○教育指導課

ICT を活用した支援内容につきましては、児童生徒や学校の状況に応じて、1人1台端末を利用し、授業のオンライン配信や、グーグルクラスルームを通しての課題のやり取りなどを行っております。

○委員 ありがとうございます。最後の質問ですが、児童生徒の「困り感」とありますが、把握している「困り感」の内容にはどのようなものがあるか具体例を教えてください。

○教育指導課

不登校の要因や背景は多様化・複雑化しており、いくつかの要因が複合的に絡んでいることもございます。児童生徒の「困り感」を把握するものの一つとして、先ほどご説明した長期欠席児童生徒報告書における「不登校の要因」が挙げられると思います。

具体的な「不登校の要因」としては「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」「不安・抑うつ等の相談があった」「生活リズムの不調に関する相談があった」という報告が多くございます。

また、児童生徒の「困り感」を、スクールカウンセラーへの保護者の相談内容を参考に考えると、小学校・中学校ともに、「登校について」の相談件数が一番多く、小学校では、次に「行動面」が続きます。それに対し、中学校では次に「対人面」となっており、小学校と中学校で「困り感」に若干の違いがあると捉えております。

○委員 ありがとうございます。以上です。

○委員長 それでは私のほうからも質問させていただきます。「学校とフリースクール等民間施設との連携」の中で、課題としてどのようなことがありますか、教えてください。

○教育指導課

連携に関する課題といたしましては、学校やフリースクールなど、どちらも子どものために支援を考え、実行するものの、互いにその支援の様子が見えにくい状況がございます。学校も、フリースクールも、どちらにも良さがああり、児童生徒が学校やフリースクールを行き来できるような関係を築いていくことが重要になると考えております。

○委員長 ありがとうございました。続きまして質問の2番目です。相談支援室の中学生プログラム、小学生プログラムの具体的な利用状況やそれぞれのニーズの特徴を教えてください。

○教育指導課

令和5年度の相談支援教室の年間利用状況につきましては、延べ人数となりますが、中学生は1,268名、小学生は437名、合計1,705名となります。

また、それぞれのニーズといたしましては、「学校に通えないので学校以外の安心できる場所として利用したい」「生活リズムを整えたい」「多人数ではなく少人数でのかかわりを求めて居場所として利用したい」などのニーズがございます。さらに中学生におきましては、「自分のペースで学習する場として利用したい」というニーズもございます。

○委員長 ありがとうございました。3点目ですが、不登校の理由はさまざまであるとのことですが、学習支援以外にどのような活動と連携されているのかということ。また、個々の支援の中でも多職種との連携という課題が出てくると思いますが、その実態や課題について教えてください。

○教育指導課

不登校の背景に、家庭の養育力の課題や保護者自身の困りごとなどが見受けられることが多くなっていると感じております。例えば、経済的状況であったり、養育者の健康状態などに困りごとがあったりする場合には、スクールソーシャルワーカーを通して、それぞれの専門機関につなげております。

しかしながら、家庭の困りごとが潜在化していて見えにくく、発見するのが難しい場合があり、それが課題だと捉えております。

○委員長 スクールソーシャルワーカー以外に何か繋がるような連携はありますか。

○教育指導課

学校のスクールソーシャルワーカーのほか、連携する専門関係機関としては児童相談所がありますが、その間には、本庁所属のスクールソーシャルワーカーがおりますので、そこを入り口、クッションとして活用し、より適切な支援につなげられるよう相談、連携調整を行っております。

○委員長 ありがとうございました。委員のみなさん、ほかにご質問はございませんか。

それでは次に進みます。

基本方針1「ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」の施策の柱5「熱意と指導力のある教員の育成」から実施事業3「教育文化センター学校人材育成事業」について事務局より説明をお願いいたします。

○教育指導課

それでは事業コード153 教育文化センター学校人材育成事業について説明させていただきます。

本事業は、「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」に基づき、日々の教育実践に必要な教職専門者としての研修を行い、教師の資質能力の向上や力量を高め、教育の質的向上を図るためのものでございます。

この「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」は、社会情勢の急速な変化や多様な教育的ニーズが求められるようになったことを受け、令和4年3月に改定し、教職員の経験年数キャリアステージにおける研修体系も一部変更いたしました。

事業内容といたしましては、キャリアステージにおける研修、新規臨時的任用職員を対象とした研修、希望による自己研鑽研修、経験の浅い教職員を対象とした研修の実施。そして、学校の要請に応じて授業力向上研修講座の実施等、校内研修や校内研究の支援等があります。

計画における方向性としては、教職員の情熱そして教職専門家としての確かな力量、授業力、課題解決力、人格的資質向上を目指し、経験年数や職務職責に応じて各課と連携しながら、更なる事業の充実を図っております。

なお、「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」の改定とともに4年経験者研修と12年経験者研修を統合し、7年経験者研修として校内での中心的な役割、例えば様々な課題解決力や校内のチームで解決する力の育成を目指して令和5年度より実施をしております。

令和5年度の実績としては、初任者研修、経験者研修、自己研鑽研修、新規臨時的任用職員対象研修を実施いたしました。開催方法や通知方法を工夫して実施してきたことから、B評価といたしました。今後も学校が抱える課題やニーズに応じた研修事業が実施できるよう取り組みを進めてまいります。

以上です。

○委員長　ただいま担当課から説明がありました。これから質疑に入ります。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

○委員　私自身が、PTAの活動の中で、熱心に子どもとかかわる先生方の姿を見ておりまして、こういった事業の成果なのだろうと感じています。実際に研修、講座に参加された先生方からの評価や声をお聞かせください。

○教育指導課

具体的に参加した先生方からは、「二学期にすぐ使えるような内容はありがたかった」、「すぐにも授業がしたくなった」、「日頃疑問に思っていたこと、課題に感じていたこととお話いただけてよかった」、「子どもたちに主体性を育むためには教師が主体性を持たなくていけない」など、様々な声をいただいております。また特に二学期以降にすぐ使えるような実践的な内容や情報の入った研修について評価が高い傾向にありました。

○委員　ありがとうございました。次に、評価理由にありました開催方法の工夫について具体的に教えてください。

○教育指導課

新型コロナウイルスの対応を機に、本センターでもオンライン研修、また、動画配信等のオンデマンドを利用し充実した研修が実施できるような体制を整えています。また開催周知についてもICT等活用し進めています。

○委員 ありがとうございました。以上です。

○委員 令和4年度までは4回実施していた経験者研修が令和5年度から3回に減り、また、企画研修が50回に増えている理由を教えてください。

○教育指導課

「教職員人材育成基本方針」の改定において研修体系の見直しを図り、これまで実施してきた4年経験者研修と12年経験者を精査し、7年経験者研修として新たに編成したためです。

また夏の自己研鑽研修についても、50回という内容で開催していますが、こちらについても開催回数や実施方法について内容を精査しながら検討していきたいと思っています。

○委員 長時間労働などで教職員不足が問題となっている昨今ですが、人材育成としてタイムマネジメント力の育成についてはどのように考えているのか教えてください。

○教育指導課

「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」における「課題に対する教育委員会の取り組み」として、「教職員の働き方改革」のもとで研修が自主的、自発的なものとなるよう、働きかけを行うとともに、計画的に進められるような体制を整えるとしています。具体的には事前の目的の明確化、時間の有効活用及び有効配分、自己分析チャート等を用いた自己分析からの自主的かつ効率的な研修の受講奨励などにとりくむとともに、それぞれの研修を実施する上でも機会をとらえて働き方改革の視点や短時間で効率よく業務を進めていく力、いわゆるタイムマネジメント力を身に着けていけるようにと考えています。

○委員 終わります。ありがとうございました。

○委員 1点目ですが、「学校が抱える課題やニーズをとらえ」とありますが、具体的に要望として多いものにはどのようなものがありますか。

○教育指導課

先ほどの回答と重複する部分もあるのですが、教職員の声としては、やはり各教科における授業の向上に関する研修の要望が多く聞かれます。学校としても教職員一人ひとりの授業力の向上は大きな目標であり、本センターとしても課題としてとらえ事業を推進しています。そのほかに新しい時代に対応する研修や支援教育に係る研修、ICT関係、SDGsなどを含めた総合的学習の研修、学習評価、不登校支援等ニーズについては多岐にわたっております。

○委員 2点目ですが、今後の教員が担っていく役割を考えたとき、藤沢市の教員数の変化と今後の見通しをどう考えているのか教えてください。

○教育指導課

藤沢市の教員数の変化については50歳代後半の先生方が少なくなり、学校内で中心となるべきベテランの年齢層が低くなる傾向にあります。この傾向は中学校のほうが顕著になっています。また、20歳代前半の教員も少ない傾向にあります。今後の見通しとしては、今後は定年の延長によりベテランの先生方がこれまでより長く活躍できることが見込まれることから、円滑な世代交代がすすめられればと考えます。また、年齢構成推移上では、やがて20代後半、そして30代前半と人数の少ない年齢構成が移動していくと思われます。教職員の年齢構成の情報を丁寧に分析し状況を検討することは、今後の人材育成や研修体制を考えるうえで、重要なことであると考

えております。学務保健課と連携し、情報を共有しながら取り組みを進めて参ります。

○委員 最後に3点目です。人数の減少とその年齢層の推移についてご説明いただきました。今後40歳～50歳代という学校運営の中心となる世代の減少が想定される状況で、学校運営がこれまで通りにはいかなくなる可能性があるのではないかと思いますのですが、それぞれの年齢層に期待される業務とスキルの見直しは進められているのか。そのうえで、育成の取組も全市レベルで進められているのでしょうか。

○教育指導課

職員の年齢構成につきましては、「教職員人材育成基本方針」の改定にあたり、教育部各課代表で構成される教育課題検討委員会を開催し、そこで検討を進めてまいりました。その他、「教職員の働き方改革推進委員会」や各校の「学校運営協議会」等においても先のご説明した年齢構成の変化など様々な状況の中での学校運営の在り方や見直しについて検討がされてきております。今後も引き続き取組をすすめていくことが必要だと考えております。

また、先に説明した「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」の改定とともに校内での中心的な役割やスキルの育成を目指し、4年経験者研修と12年経験者研修を統合し、7年経験者研修として編成して令和5年度より実施をしております。

○委員長 資料の「キャリアステージごとに求められる役割や資質・能力」によれば、開発期と充実期、発展期に該当するようですが、なぜ研修対象者が1、2、3年目と4年目、12年目となっているのでしょうか、その理由を教えてください。

また、発展期に該当する先生方でも、近年の教育改革などの情報は必要かと思うのですが、全体を通しての研修計画はどのようになっているのでしょうか。また、オンデマンドで学習する機会やリスキリングの機会はあるのでしょうか。教えてください。

○教育指導課

「藤沢市学校教職員人材育成基本方針」策定時の教職員の人材育成に関する課題として挙げられた項目の1つに「経験の浅い教職員に対する研修の充実」が取り上げられているため、初任者研修のほかに1・2・3・4年次経験者研修の実施となっています。また、学校の中で「ベテランと若手の教職員をつなぐ中堅の教職員のミドルリーダーとしての育成」も早い段階から課題として挙げられており、12年経験者研修としてミドルリーダー研修を実施しております。

発展期の研修については、本センターでもオンライン研修、また、動画配信等のオンデマンド研修の体制整備など、研修内容や参加者の状況に応じ実施をしております。さらに、リスキリングの機会につきましては、業務上必要とされる新しい知識やスキルを学ぶという視点では、自己研鑽研修や研究部会等において大学教授や民間企業の方を講師として招聘し、常に新しい情報を取り入れていける体制を作っていくよう努めているところでございます。

○委員長 1年目から3年目の開発期と7年目に該当する先生方への研修に取り組んでいるということでしょうか。また、藤沢市人材育成に基づく市の研修と県の研修との関係や連携はどのようになっていますか、教えてください。

○教育指導課

神奈川県の方で実施している研修で8年目から10年目の中堅研修が今年から実施されており、

県と市で研修として体制を整えて育成に取り組んでいます。

○委員長 ありがとうございます。藤沢市人材育成に基づく市の研修と県の研修との関係や連携、課題について、具体例を教えてください。

○教育指導課

研修における県との関係や連携については、神奈川県から出される教員研修計画の基本方針やめざすべき教職員像、身につけるべき資質・能力、研修体系などの理解を深めるとともに、県の研修担当職員との連携を密に実施を進めて参ります。具体的には、本市と県のセンターとは、所在地が近いという利便性もあり、職員がよく連携しており、様々な視点を取り入れながら合同で研修を実施するなどしております。

○委員長 ありがとうございました。最後に、研修時間の確保の工夫について教えてください。

○教育指導課

先ほどの回答と少し重なりますが、授業が実施される時間帯に研修を実施することは学校の負担も大きく、これまでも時間帯の工夫や負担軽減については学校から指摘がありました。センターとしては時間帯を遅らせて実施をしたり、オンライン、オンデマンドを取り入れたり、また担当教員会議での周知など時間の有効活用と確保のほか、校内研修や研究ができる体制の充実を推進するなどの工夫に取り組んでいます。

○委員長 ありがとうございました。委員の皆様、他にご質問のある方はございますか。

(一同：質問意見なし)

○委員長 では、次が重点事業の最後となります。

基本方針 5「すべての子ども・若者への学びのセーフティーネットを構築します」の施策の柱 1「教育の機会均等」から実施事業 3「教育応援基金事業」について説明をお願いいたします。

(教育総務課から説明)

○教育総務課

それでは事業コード 153 教育応援基金事業について説明させていただきます。資料 1 の 3 ページをご覧ください。

藤沢市教育応援基金は藤沢市教育応援基金条例に基づき 2017 年、平成 29 年 4 月に、創設された基金であります。「次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができる教育環境の整備を図る」ことを目的としております。基金に積み立てる金額は藤沢市一般会計歳入歳出予算に計上し、市財源と寄附金などのほか、基金原資の運用から生じる収益金を積み立てております。この基金の用途は、奨学金事業や、基金の目的を達成する事業の財源として充てる場合にのみ処分することができるとされております。

本事業の目的は、資料にあります通り、次の世代を担う子どもたちが、その能力や可能性を伸ばすことができる教育環境を整備するために、教育応援基金への寄附金を募るものでございます。

事業内容につきましては、寄付しやすい環境の整備として教育部主催イベント開催などでの募金箱設置、各種金融機関に専用の口座を開設し基金を受付。また、ふるさと納税による寄附を受け付けています。より多くの寄附を集めるため、広報ふじさわや藤沢市ホームページに掲載している他、基金専用リーフレットを配布するなど様々な方法で周知を行い P R 活動の強化を図って

おります。令和 5 年度の取組実績としましては、基金への寄附受付件数が 2,373 件で、積立額が 120,148,283 円となりました。

自己評価につきましては、計画通り事業周知が図られたため B としております。

今後につきましては、教育応援基金をさらに多くの方に知っていただくため、事業周知を行ってまいりたいと考えています。

以上、教育応援事業の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長 　ただ今、担当課から説明がありました。これから質疑に入ります。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

○委員 　3 点ほど質問があります。社会情勢の変化等もあり、このようなセーフティーネットの構築はとても重要であると考えます。この基金の受付について何か目標、例えば件数、金額等は設定されていますでしょうか。

○教育総務課

基金収入の大半をふるさと納税が占めているため、具体的な目標設定は今まで行っておりませんが、基金獲得に向けて周知を図るために、広報ふじさわや市のフェイスブックへの掲載等を行っています。

また、令和 5 年度からは再度寄附したいと思っていただけるよう、前年度の寄附者に対し、基金活用の実績報告をお送りしています。

○委員 　2 つ目になりますが、令和 5 年の受付金額が 4 年度と比較して大きく伸びているように見えます。何か要因などがあるのでしょうか。

○教育総務課

返礼品の充実やふるさと納税ポータルサイトの活用から、藤沢市全体のふるさと納税受付額が増加しており、そのなかでも「子どもたちの教育のために」と使い道を選んで寄附くださる方が増えていると認識しております。その理由として、教育応援基金の周知が進んでいるものと捉えています。

○委員 　最後になりますが、基金の利用について、近年の傾向、増減等について、差し支えなければお聞かせください。

○教育総務課

給付型奨学金事業については、令和 2 年度から奨学生の採用人数を 2 名から 6 名に拡大しました。その対象者の学年が徐々に上がっていくのに伴い、各学年の給付対象者数が増えており奨学金給付額も毎年増加しております。令和 5 年度は奨学金給付の総額が初めて 1,000 万円を超えました。そのほか、教育環境の充実を図る目的で、学校の児童生徒用図書を購入費用に充てていますが、こちらについては、毎年概ね 3,000 万円程度の金額を充当しております。

○委員 　ありがとうございます。以上です。

○委員 　先ほどの説明で、募金箱、専用口座、ふるさと納税などいろいろな方法の寄附があるとのことですが、このなかで、ふるさと納税での受付金額が一番多く集まったと理解してよろしいですか。

○教育総務課

その通りです。ふるさと納税が一番多くなっております。

○委員 次に、令和５年度の取組実績に「市立学校教員へのリーフレット配布」がありますが、その実績効果はどのようなものだったのか知りたいです。

○教育総務課

寄附申出書には職業記載欄がなく、また、ふるさと納税として寄附いただいている可能性もあることから、配布が具体的に寄附につながっているかは把握できておりませんが、教育応援基金や給付型奨学金制度の周知に繋がっていると考えております。

○委員 ありがとうございました。

○委員 １つ目の質問は、何度か話題に出ている「ふるさと納税」を経由した基金への寄附の件数や金額の割合など、数値を把握していれば教えてください。

○教育総務課

令和５年度のふるさと納税による教育応援基金への寄附の受付は、件数 2,348 件、金額 11,714,800 円となっております。また、利子収入も含めた教育応援基金収入全体の金額は 120,148,283 円となっておりますので、寄附全体のうち、ふるさと納税が占める割合は約 97.5% になっています。

○委員 ありがとうございました。もう一点ですが、奨学金給付事業について、給付金額は当然学費の全額をまかなうものではないと考えられます。給付金の学費に対する割合や給付人数などの考え方について、どのような方針を持っているのか、現状だけでなく将来のあり方も含めて基準や根拠があれば教えてください。

○教育総務課

現在の給付上限額については、令和２年度から国が「高等教育の就学支援新制度」を始め、国制度と併用することで、実質自己負担額がなくなることを想定して給付金額を設定し、制度の見直しを行ったものです。しかし、実際には学校や学部学科により学費も異なるため、奨学金給付を行ってもなお自己負担額が発生するケースはあります。

また、給付人数についても同様に、国の制度開始に伴い、令和２年度募集より、２名程度から６名程度に人数を拡大しています。今後の国の動向や教育応援基金等の状況を踏まえ、給付額や給付人数の見直しを検討していきたいと考えております。

○委員 ありがとうございました。以上です。

○委員長 基金の使い道について、具体的に教えてください。

○教育総務課

ふるさと納税を含む教育応援基金へのご寄附については、給付型奨学金事業や学校の児童生徒用図書の購入費用のほか、令和３年度は白浜養護学校の給食室改修費に活用しています。今後、令和６年度事業として、学校のＩＣＴ環境の整備費に充てさせていただく予定となっております。

○委員長 ２点目ですが、先ほど説明のあった、私立大学と国公立大学、学部によって授業料等必要なものが異なる現状を踏まえて、給付型奨学金制度の給付に関して利用者からはどのような声がございいますか。その具体例などを教えてください。

○教育総務課

私立の学校と国公立の学校では、委員ご指摘のとおり、授業料等の学費が異なりますが、令和2年度から国が実施している「高等教育の就学支援新制度」により、入学金や授業料の減免が行われており、私立の学校であっても藤沢市の奨学金と併用することで、学費を概ね賄うことができます。

給付者からの声としては、学部学科によっては元々の学費が高く、両制度を利用してもなお自己負担額が多く発生しているというご家庭もあります。個々の家庭の経済状況によっては貸与型の奨学金等を併用しているという話を聞いています。

○委員長 3点目ですが、年々基金受付が増加していることに応じて、利用者の拡大につなげていけるのかなど、今後の方向性についても教えてください。

○教育総務課

今年「こども未来基金」が創設され、そちらの方に寄附が集まっている傾向があるため、その動向も踏まえ教育応援資金の原資を確保できることを確認した上で、毎年の奨学生の採用人数を増やすことを検討していきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、ほかに追加で意見や質問などございますか。
(質疑等なし)

○委員長 それでは、本日は点検評価 重点事業にかかる担当課からの事業説明と、質疑応答を行いました。各委員におかれましては、これらの内容を踏まえまして、

- ・取組計画が教育振興基本計画における目的や方向性に合致しているか
- ・取組実績に対して、課題の捉え方は適切か
- ・今後の取組についての考え方は適切か

といった観点から講評を行っていただきます。

併せて、教育振興基本計画の「5つの基本方針ごとの講評」と、「総括的講評」についても、まとめていきたいと思います。

○委員長 以上で、用意された議題は終了となりますが、最後に、「その他」に移ります。事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○事務局

次第をご覧ください。

今後のスケジュールについては、8月1日(木)に、第2回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開催させていただき、そのなかで、さきほど、委員長からありましたとおり、教育振興基本計画の「5つの基本方針ごとの講評」と、「総括的講評」を委員の皆様からいただきたいと思っております。

その後、いただいた講評をとりまとめたものを、点検・評価報告書として、8月の教育委員会定例会にお諮りをしまして、9月の市議会決算資料として提出いたします。

また、市のホームページにおいても、当該報告書を公開する予定でおります。事務局からは以上でございます。

○委員長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

○委員長　それでは、以上をもちまして、令和 6 年度第 1 回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○一同　ありがとうございました。

(閉会)　11 時 10 分閉会